

特殊車両通行  
許可  
認定  
申請書 ( 新規 )

令和 ● 年 10 月 1 日

通行開始日	令和 ● 年 11 月 1 日
通行終了日	令和 ● 年 3 月 31 日

住所 東京都江戸川区中央1-4-1

会社名・氏名 建設江戸川

車種区分	8 トン貨物自動車
車両番号	車名及び型式
足立あ***1	〇〇〇
他 台	AAA007
他 台	

代表者名 代表取締役  
江戸川 太郎 TEL 03-5662-1884

担当者名 江戸 次郎 TEL 03-5662-1884

事業区分

積載 貨物	幅	高さ	長さ
	200 cm	200 cm	200 cm
	品名	建設機械	

軸種数	
-----	--

車両 諸元	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ
	40,000 kg	— cm	— cm	— kg	650 cm
	幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重
235 cm	330 cm	— cm	— kg	— kg	

通行区分	往復・片道	通行経路数	1 経路
------	-------	-------	------

更新又は変更経緯					
申請内容	年月日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変更事由
新規時			/		
前回			/		

特殊車両通行 許可証  
認定書土施道 第 ● 号  
年 月 日上記の通り 許可  
認定 する。ただし、別紙の条件に従うこと。

許可証 認定書の有効期限	自:	年 月 日	道路管理者
	至:	年 月 日	

赤枠の中は記入しないでください

- 〔I〕 許可証又は認定書(以下「本証」という。以下の取扱い上の注意事項)
- 本証の交付を受けた者は、通行中本証を当該車両に備え付けなければならない。
  - 本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用することはできない。
  - 通行に際し、本証に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。
  - 通行条件等に関し、道路管理者等から措置命令を受けた場合には、それに従わなければならない。
  - 本証に記載されている車両諸元、通行経路等に変更があった場合には、道路管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。
  - 以上の各事項に違反した場合には、道路法の規定に基づき懲役又は罰金の刑に処せられることがある。
- 〔II〕 審査請求又は処分の取消しの訴え
- この特殊車両通行許可又は認定については不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、本証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に江戸川区に、審査請求することができる(なお、本証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求することができなくなる。)。また、行政事件訴訟法の定めるところにより、本証を受け取った日(当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、江戸川区を被告として(訴訟において江戸川区を代表する者は江戸川区長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、本証を受け取った日又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)